

※ 3月13日にお知らせした第6報の内容を更新しましたので、第7報としてお知らせします。

外国から帰国・入国した学生の自宅待機の取扱いについて、変更がありました。
(下記の下線部分について「中国等」を「外国」に変更し、対象範囲を拡大しました。)

3 感染者と濃厚接触した疑いがある場合

(6) 外国から帰国・入国した学生の自宅待機

外国から帰国又は入国した学生は、日本に帰国・入国した日から14日間の自宅待機とし、上記(1)～(5)と同様の取扱いとします。

令和2年3月17日

学 生 各 位

国立大学法人上越教育大学
危機管理室 長

【重要】新型コロナウイルス感染症の予防対策等について（第7報）

このたび、危機管理室において、新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学上の取扱いについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

この決定に基づき、新型コロナウイルスに感染した場合や感染が疑われる場合は、別添の早見表のとおり、対応するようお願いします。

なお、今後の状況の推移によっては、新学期のスケジュールについて、臨時休講などの変更措置を講じることがあります。

最新の情報は、随時、大学ホームページ、ポータルサイト、メール配信でお知らせしますので、必ず確認するようお願いします。

感染症予防対策の徹底について、引き続き、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

○ 新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学上の取扱い

1 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合

以下に示す症状がみられた場合には、新型コロナウイルス感染症が疑われます。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます。)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

このような症状が認められた場合は、感染症の診断がない場合であっても「登校停止」とし、大学への登校を禁止します。

外出及び大学構内への立入りを控え、次のとおり対応してください。

- (1) 下記の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

上越保健所 (平日 8:30～17:15) 025-524-6134

(夜間・休日) 025-526-9317

- (2) 症状の内容、相談の結果について、速やかに大学（保健管理センター）に電話又は電子メールで報告してください。（この場合の報告事項は、下記6(1)のとおり）

- (3) 「帰国者・接触者相談センター」で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介してもらい、受診する。

なお、医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

- (4) 医療機関での診断結果や指示内容について、速やかに大学（保健管理センター）に電話又は電子メールで報告してください。

- (5) 登校停止の期間は、上記(1)、(3)の相談・受診で、感染していないと診断された場合は、該当の症状が回復するまでの期間とします。

主治医が登校に支障がないと判断した場合に、本人から保健管理センターへの申し出により、登校停止を解除します。

※「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県に設置されています。

詳しくは以下のURLからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-ki/kokusyasessyokusya.html

※重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある人や妊婦は、上記①の症状が2日程度続いた場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

2 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、「登校停止」とし、大学への登校を禁止します。

医療機関の指示に従い、外出及び大学構内への立入りを控え、次のとおり対応してください。

- (1) 感染の診断があった場合は、直ちに大学（保健管理センター）に電話又は電子メールで報告してください。（この場合の報告事項は、下記6(2)のとおり。なお、休日・夜間の場合は、大学警備室に電話連絡してください。）

- (2) 登校停止の期間は、主治医により当該感染症が治癒したと判断されるまでの期間とします。

登校に支障がないことを証明する医療機関診断書等の保健管理センターへの提出をもって、登校停止を解除します。

- (3) 主治医から自宅での療養を指示された場合、学生宿舎やアパートで暮らす学生は、家族に迎えに来てもらい、実家で療養してください。

3 感染者と濃厚接触した疑いがある場合

同居する家族が感染者と診断された場合など、感染者と濃厚接触した疑いがある場合は、感染者との接触があった日から14日間の自宅待機とします。

医療機関の指示に従い、外出及び大学構内への立入りを控え、次のとおり対応してください。

(1) 感染者と濃厚接触した疑いがあることがわかった場合は、直ちに大学（保健管理センター）に電話又は電子メールで報告してください。（この場合の報告事項は、下記6(3)のとおり。なお、休日・夜間の場合は、大学警備室に電話連絡してください。）

(2) 本人の症状の有無にかかわらず、自宅待機とします。

不要不急の外出を控え、毎日の検温結果を記録するなどの健康観察を行ってください。

(3) 感染が疑われる症状が発生したときは、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、大学（保健管理センター）に報告してください。

(4) 次の場合は、本人から保健管理センターへの申し出により、自宅待機を解除し、大学への登校を認めます。

① 医療機関の診断により、感染していないことが確認された場合

② 14日間の観察期間が経過し、体調に異状が認められない場合

(5) 学生宿舍やアパートで暮らす学生は、自宅待機となった場合は、家族に迎えに来てもらい、実家で療養してください。

(6) 外国から帰国・入国した学生の自宅待機

外国から帰国又は入国した学生は、日本に帰国・入国した日から14日間の自宅待機とし、上記(1)～(5)と同様の取扱いとします。

4 登校停止又は自宅待機となった場合の授業等の取扱い

(1) 新型コロナウイルスの感染等により、登校停止又は自宅待機となった場合は、次のように取り扱うこととします。

① 授業の欠席については、基本的に補講又は代替措置を保証する。

② 定期試験を欠席した場合は、追試験を保証する。

③ 教育実習等の欠席については、補講を保証する。

④ 授業又は定期試験を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに教育支援課に連絡すること。

⑤ 教育実習等を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに学校実習課に連絡すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校等により、保護者として子の世話をを行うため、やむを得ず授業等を欠席する学生については、教育支援課及び学校実習課に事前に欠席の連絡をした場合は、上記(1)と同様に取り扱うこととします。

5 大学の報告・連絡先

保健管理センター

電話：025-521-3642 E-mail：hoken@juen.ac.jp

* 休日・夜間の緊急連絡は、警備室（電話：025-521-3300）へ

6 大学に報告する場合の報告事項

それぞれの場合に、次の各事項を大学に報告してください。

(1) 感染が疑われる症状が出た場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎，アパートの場合は，部屋番号まで）
- ④ 現在の症状
- ⑤ 発熱，咳などの症状が現れた日
- ⑥ 受診・相談した医療機関（所在地も）
- ⑦ 医師等の所見，受診・相談後の措置
- ⑧ 本人の電話番号，連絡方法
- ⑨ 家族の住所（市町村名），電話番号

(2) 感染していると診断された場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎，アパートの場合は，部屋番号まで）
- ④ 感染症と診断された日
- ⑤ 受診した医療機関（所在地も）
- ⑥ 現在の症状
- ⑦ 医師の所見，診断後の措置（入院か，自宅療養か）
- ⑧ 発熱，咳などの症状が現れた日
- ⑨ 症状が現れた日以降における本学関係者との接触状況
（授業，会議等の出席状況を含む。）
- ⑩ 過去1か月以内における外国渡航，国内旅行の有無
（旅行した期間，国名，都市名，交通機関など）
- ⑪ 本人の電話番号，連絡方法
- ⑫ 家族の住所（市町村名），電話番号

(3) 濃厚接触者であることがわかった場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎，アパートの場合は，部屋番号まで）
- ④ 感染者との関係
- ⑤ 感染者との接触があった日・場所及び他の濃厚接触者
- ⑥ 本人の体調，症状の有無
- ⑦ 病院等受診の有無，病院名，医師の所見
- ⑧ 受診後の措置（入院，自宅療養，経過観察など）
- ⑨ 感染者との接触があった日以降における本学関係者との接触状況
（授業，会議等の出席状況を含む。）
- ⑩ 今後の予定
- ⑪ 本人の電話番号，連絡方法
- ⑫ 家族の住所（市町村名），電話番号

※「濃厚接触者」とは，以下のいずれかに該当する人です。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内，

- 航空機内等を含む。)があった者
- ② 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察，看護若しくは介護した者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

<参考 添付資料>

- ・厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」20225版
- ・厚生労働省「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」
- ・厚生労働省「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」

「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学上の取扱い」対応早見表

(R02.3.6)

大学への連絡・報告を求めるケース		修学上の措置	報告する事項
1	次の症状に該当し、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談した場合 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く。 (解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む) ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。 → 相談の結果と症状を、大学に報告すること。 ＜報告 A＞	登校停止	＜報告 A＞ ①氏名／学籍番号 ②所属コース・学年・指導教員氏名 ③住所・住居（学生宿舎、アパートは部屋番号まで） ④現在の症状 ⑤発熱、咳などの症状が現れた日 ⑥受診・相談した医療機関（所在地も） ⑦医師等の所見、受診・相談後の措置 ⑧本人の電話番号、連絡方法 ⑨家族の住所（市町村名）、電話番号
2	相談センターの指示により、医療機関を受診した場合 → 医療機関の診断結果や指示内容を、大学に報告すること。＜報告 A＞	登校停止	
3	※新型コロナウイルスの感染が診断された場合 → 医療機関の指示内容を、大学に報告すること。 ＜報告 B＞ 主治医が治癒したと診断した場合 → 医療機関の診断書等を、大学に提出すること。	登校停止 登校停止を解除 ↓ 登校可能	＜報告 B＞ ①氏名／学籍番号 ②所属コース・学年・指導教員氏名 ③住所・住居（学生宿舎、アパートは部屋番号まで） ④感染症と診断された日 ⑤受診した医療機関（所在地も） ⑥現在の症状 ⑦医師の所見、診断後の措置（入院か、自宅療養か） ⑧発熱、咳などの症状が現れた日 ⑨症状が現れた日以降における本学関係者との接触状況（授業等の出席状況を含む） ⑩過去1か月以内における外国渡航、国内旅行の有無（旅行した期間、国名、都市名、交通機関など） ⑪本人の電話番号、連絡方法 ⑫家族の住所（市町村名）、電話番号
4	ウイルスの感染が診断されず、自宅療養する場合 主治医が治癒したと診断した場合 → 医療機関の診断書等を、大学に提出すること。	登校停止 登校停止を解除 ↓ 登校可能	⑧発熱、咳などの症状が現れた日 ⑨症状が現れた日以降における本学関係者との接触状況（授業等の出席状況を含む） ⑩過去1か月以内における外国渡航、国内旅行の有無（旅行した期間、国名、都市名、交通機関など） ⑪本人の電話番号、連絡方法 ⑫家族の住所（市町村名）、電話番号
5	※「濃厚接触者」であることがわかった場合 (同居する家族が感染した場合など) → 感染者との接触状況等を、大学に報告すること。 ＜報告 C＞ 感染症の症状が現れた場合 → 本人の症状を、大学に報告すること。＜報告 A＞ 医療機関で感染していないことが確認された場合 → 医療機関の診断書等を、大学に提出すること。 14日の観察期間が経過し、体調に異状がない場合 → 健康状態を、大学に報告すること。	自宅待機 *14日間の健康観察 登校停止 自宅待機を解除 ↓ 登校可能	＜報告 C＞ ①氏名／学籍番号 ②所属コース・学年・指導教員氏名 ③住所・住居（学生宿舎、アパートは部屋番号まで） ④感染者との関係 ⑤感染者との接触があった日・場所及び他の濃厚接触者 ⑥本人の体調、症状の有無 ⑦病院等受診の有無、病院名、医師の所見 ⑧受診後の措置（入院、自宅療養、経過観察など） ⑨感染者との接触があった日以降における本学関係者との接触状況（授業等の出席状況を含む） ⑩今後の予定 ⑪本人の電話番号、連絡方法 ⑫家族の住所（市町村名）、電話番号
報告・提出は「保健管理センター」へ。報告は電話かメールで行うこと。 電 話：025-521-3642 メール：hoken@juen.ac.jp ※印の場合、休日・夜間は、警備室（025-521-3300）へ電話連絡すること。			

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

けんたいかん

（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫
感染

感染者の飛沫（くしゃみ、せき咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触
感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

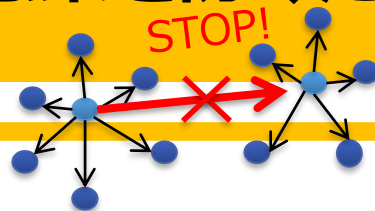
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーマのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。